



松浦市初回産科受診料支援事業

松浦市では、令和5年4月以降、低所得世帯に属する方が、妊娠判定検査のため医療機関を受診した費用(初回産科受診料)の一部を助成します。



対象者

以下の要件全てに該当する方、また同意できる方

○申請日及び受診日時点の住所が松浦市にある方

○住民税非課税世帯及び住民税非課税相当世帯に属する方

※5月31日までに申請した場合は、前々年所得、6月1日以降に申請した場合は前年所得で判定

○所得判定のため、世帯の課税状況について確認することに同意できる方

○受診医療機関と松浦市が、必要に応じて、支援に必要な情報(社会的環境や身体的状況等)に関して必要な範囲内で)を共有することに同意できる方

助成対象費用

令和5年4月以降に受診した妊娠判定に要する診察費用

助成額

1回の受診につき上限10,000円。ただし、妊娠判定に要する診察費用と上限額を比較して、低い金額が助成額となります。

申請方法

妊娠判定のため医療機関を受診する前に、松浦市へ申請が必要です。

申請窓口の下記の物を持参してください。

○身分証明書(免許証、マイナンバーカード、その他顔写真付きの物がない場合は、健康保険証、通帳等2点)

○1月1日時点で松浦市以外に住民登録があった方は、課税状況が確認できる証明書が必要ですので、下記窓口までお問合せください。

～申請窓口・問い合わせ先～

松浦市子育て世代包括支援センター

「だっこだっこ」

TEL0956-72-1111 内線171・148・197